

(案)

平成 31 年 月 日

北九州市長 北 橋 健 治 様

地方独立行政法人北九州市立病院機構 評価委員会
委員長 近 藤 倫 明

意見書

地方独立行政法人北九州市立病院機構に係る中期計画及び役員に対する報酬等の支給基準について、地方独立行政法人北九州市立病院機構評価委員会条例（平成 30 年条例第 28 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 項第 1 号及び地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 56 条第 1 項で準用する第 49 条第 2 項の規定に基づく本委員会の意見は下記のとおりである。

記

- 1 条例第 2 条第 1 項第 1 号の規定に基づく中期計画については、別添のとおり認可することが適当である。
- 2 法第 56 条第 1 項で準用する第 48 条第 2 項の規定に基づく役員に対する報酬等の支給基準については、意見の申し出はない。